

廃棄物処理法の規制が事業者の取組の障害となっている事例

- (1)古紙は、古紙卸売業者が市中から回収し、紙製造業者へ納入することにより、紙製品の原料として有効に活用されているが、市況の影響により有償取引でなくなると、同じ作業をしていても、古紙卸売業者が保有する施設は一般廃棄物処理施設の許可取得が必要とされる可能性がある。
- (2)プラスチック加工メーカーから出る型ロスなどの廃材（PE、PP、PVCなど）は再生加工業者に有価で売却され、農業資材、建築資材等の原料として有効活用されているが、市況の影響により有償取引でなくなると、同じ作業をしても、廃棄物処理法の許可取得が必要となり、大きな負担を強いられているケースがある。
- (3)セメント製造メーカーは、廃タイヤなどを原燃料として利用する技術を有し、既に事業化を進めつつあるが、セメント製造装置自体に廃棄物処理法の許可取得を求められている。
- (4)製鉄メーカーは、二酸化炭素削減への自主的取組の一環として、高炉における還元剤として廃プラスチックを使用する技術を有し、一部事業化しているが、廃棄物処理法の許可取得に大きな負担を強いられている。
- (5)廃スプリングマットレスは、適正処理困難物に指定されたため、平成8年以降、工業会が中心となって、産業廃棄物処理事業者による処理・リサイクル体制を整備しようとしているが、一般廃棄物処理業の許可を不要とする廃棄物処理法上の指定の適用が未だに受けられず、事業者による処理・リサイクルが進展していない。
- (6)「容器包装リサイクル法」や「家電リサイクル法」では、同法の義務者等がリサイクルする場合に廃棄物処理業の許可を受けなくてよいという規定が整備されているが、廃棄物処理施設の許可取得が求められており、実質的にリサイクル法と廃棄物処理法との二重規制になっているとの指摘がなされている。
- (7)廃棄物を輸送する場合、廃棄物処理法の許可が必要であるため、宅配便などの動脈の物流会社の動脈物流ビジネスへの参入や配送帰り便の活用が進展していない。

廃棄物に対する規制が指定再資源化製品の 円滑な自主回収・再資源化を阻害している事例

- 同一性状のパソコン、密閉形蓄電池を再資源化する場合、事業用・家庭用とも基本的には同一のスキームで処理するが、既存の産業廃棄物処理施設で家庭用を処理する場合は一般廃棄物処理施設許可が必要となる。しかし、自治体の多くは施設許可に際して近隣住民等からの同意を求める場合がある。このため、許可取得が困難な状況であり、広域再生利用指定制度の指定も受けられない。
- 家庭用・事業用パソコンを同一施設で再資源化する場合、再資源化する際に発生する処理残渣は分けて処分しなければならないとされている。しかし、民間の一般廃棄物最終処分場は全国に69ヶ所しかなく、自治体によっては他市町村で発生した廃棄物に係る処理残渣については、引取り規制を行うなどの抑制的な運用も行われている。このため、家庭用パソコンの再資源化スキーム構築が困難な状況となっている。
- 一般廃棄物の広域再生利用指定制度で業許可が不要となる者のうち、資源有効利用促進法に係るパソコン及び密閉形蓄電池の自主回収を行うに際して、環境大臣の指定を受けられる製造事業者等は資本の額が3億円を超える会社に限るとされている。このため、資本金要件を満たさない事業者は広域再生利用指定制度を活用できない。
- 事業用パソコンを再資源化する際、回収自治体と再資源化施設が設置されている自治体が異なる場合、リサイクルを目的にしているものであっても産業廃棄物の他県からの搬入とされ、事前の届出、協議、承認などが必要な自治体がある。

1. 一般廃棄物処理施設数

環境省資料から抜粋

① 最終処分場の設置状況（平成11年度実績）

設置主体	最終処分場数					埋立面積 (千㎡)	全体容量 (千m³)	残余容量 (千m³)	残余年数 (年)
	山間	海面	水面	平地	計				
市町村・事務組合	1,503	30	19	513	2,065	51,508	501,168	164,351	12.3
民間	38	6	0	25	69	4,934	59,652	18,889	—
推計実質容量	—	—	—	—	—	—	25,384	—	—

※推計実質容量とは、一般廃棄物のみの処分の許可を有する最終処分場の全体容量と、一般廃棄物と産業廃棄物の処分の許可を有する最終処分場における一般廃棄物の搬入実績の割合から按分して算出した容量とを合算し、現実に入力可能な一般廃棄物の全体容量を推定したもの。

② 資源化等の施設の設置状況（平成11年度実績）

（処理能力：t／日）

施設種類 設置主体	資源化等を行う施設		ごみ燃料化施設		高速堆肥化施設		その他		合 計	
	施設数	処理能力	施設数	処理能力	施設数	処理能力	施設数	処理能力	施設数	処理能力
市町村・事務組合	775	14,777	30	1,310	38	602	29	558	872	17,248
民間	99	12,388	8	474	11	467	19	1,930	137	15,249

③ 粗大ごみ処理施設の設置状況（平成11年度実績）

型式 設置主体	併用	破碎	圧縮	合計
市町村・事務組合	429	200	51	680
民間	9	58	3	70

④ 焼却施設の種類の別内訳（平成11年度実績）

（処理能力：t／日）

設置主体	焼却		直接溶融		ガス化溶融・改質		合 計	
	施設数	処理能力	施設数	処理能力	施設数	処理能力	施設数	処理能力
市町村・事務組合	1,704	193,021	7	1,050	6	1,054	1,717	195,125
民間	312	5,947	0	0	2	48	314	5,995
推計実質能力	—	3,167	—	0	—	43	—	3,210

※推計実質能力とは、一般廃棄物のみの処分の許可を有する焼却施設の能力と、一般廃棄物と産業廃棄物の処分の許可を有する施設における一般廃棄物の搬入実績の割合から按分して算出した処理能力とを合算し、現実に入力可能な一般廃棄物の処理能力を推定したもの。

2. 産業廃棄物処理施設数（平成12年4月1日現在）

環境省資料から抜粋

区 分	件 数
中間処理施設	13,914
汚泥の脱水施設	6,745
汚泥の乾燥施設（機械）	227
汚泥の乾燥施設（天日）	89
汚泥の焼却施設	721
廃油の油水分離施設	264
廃油の焼却施設	670
廃酸・廃アルカリの中和施設	177
廃プラスチック類の破碎施設	530
廃プラスチック類の焼却施設	1,874
コンクリート固型施設	46
水銀を含む汚泥のばい焼施設	6
シアン化合物の分解施設	247
P C B廃棄物の焼却施設	0
P C B廃棄物の分解施設	2
P C B廃棄物の洗浄施設	0
その他の焼却施設	2,316
最終処分場	2,751
遮断型処分場	42
安定型処分場	1,664
管理型処分場	1,045
合 計	16,665

1. 産業廃棄物の処理施設設置に係る行政指導等について

現在、産業廃棄物の処理施設を設置しようとする者に対し、産業廃棄物の処理施設設置にあたっては、住民同意を得ること（地元自治会と協定を締結すること等、同意を前提とすることにより事実上住民同意と同様の効果を有するものを含む。）又は住民説明を行うこと（説明会の開催だけでなく、説明文書の配布・回覧、住民意見の聴取を含む。）を求めているか。

選択肢	都道府県	政令市
0. 住民同意も住民説明も求めていない	4	2
1. 住民同意を得ることを求めている	9	16
2. 住民説明を行うことを求めている	13	12
3. 住民同意と住民説明の両方を求めている	17	15
4. その他	4	6
無回答	0	0

2. 都道府県・政令市外から流入する産業廃棄物の処理に係る行政指導等について

現在、区域外で発生した産業廃棄物を搬入しようとする者に対し、搬入に際して承認を得ること、協議すること、届出をすること、その他事前の審査をすることを求め、搬入について何らかの制限を行っているのか。

選択肢	都道府県	政令市
0. 区域外の廃棄物の搬入についても何も制限していない	12	20
1. 区域外の廃棄物の搬入は原則禁止している	5	5
2. 事前に承認を得ることを求めている	7	5
3. 事前に協議することを求めている	16	14
4. 事前に届出することを求めている	4	5
5. その他	3	2
無回答	0	0

注) 集計に際して、「区域外」には政令市における「県外」を含めている。